

Q&A CPD のよくある質問

この Q&A は、多く寄せられたご質問、疑問などをまとめたものです。

※下線の用語には、用語解説があります。

Q1. 公共工事における CPD の活用について教えてください。

A1. 現在、国土交通省をはじめ、一部の地方公共団体における総合評価制度において CPD 実績が加算対象となっているほか、多くの公共団体で CPD を評価する動きが広がっています。

※建築 CPD 情報提供制度の活用状況については、(公財)建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaiec.or.jp/navi_cpd/kcpd/index.html) をご参照ください。時期や案件によって異なる場合がありますので、入札や各種申請の際には、必ず事前に各行政機関へご確認ください。

Q2. CPD を始めて 5 年が経過しましたが、一度も CPD 実績の登録をしたことがありません。今からでも申請すれば、間に合うのでしょうか。

A2. 認定プログラム以外のものについては、複数年にさかのぼって申請できますので、記録をもとに申請してください。申請方法は、CPD 情報システムもしくは、JABMEE CPD の所定の書式でご提出ください。

(詳しい申請方法は、協会ホームページ <http://www.jabmee.or.jp> や ホームページ内にある『CPD 情報システムご利用の Q&A について』をご参照ください。)

Q3. JABMEE CPD で取得した CPD 実績は、建築 CPD 情報提供制度のデータに反映されますか。

A3. 取得した CPD 実績は、認定プログラムによるものと自己申請によるものとがあります。建築 CPD 情報提供制度のデータに反映されるのは、このうち、認定プログラムによるもののみです。

Q4. JABMEE CPD の実績単位数と CPD 情報システムからログインして確認した実績単位数は運用上どのような違いがありますか。

A4. 各行政機関等の工事入札や入札参加資格審査を中心に CPD 実績の活用が進んでいますが、行政機関や案件によって、評価の対象となる CPD の種類が異なります。また、称号「JABMEE SENIOR」の認定要件として認められるのは JABMEE CPD の実績単位数になります。(JABMEE CPD 実績単位数は「CPD 情報システム」でご確認ください。)

Q5. 参加した見学会について、自動で登録されないのでしょうか。

A5. 建築 CPD 情報提供制度において認定された見学会、講習会など(認定プログラム)については会場で出席者名簿にユーザー ID と氏名を記載いただくことで登録されます。受講した見学会、講習会などが認定プログラムでない場合、登録されません。従って、自己申請の必要がございます。

Q6. 参加した講習会が認定プログラムでしたが、名前とユーザー ID を記入することを忘れました。後日申請することはできますか。

A6. 講習会の主催者に、その旨をご連絡ください。原則、後日申請可能です。

Q7. JABMEE CPD に参加すると、建築 CPD 情報提供制度にも参加していることになるのでしょうか。

A7. はい。JABMEE は、建築設備士関係団体 CPD 協議会を通じて、平成 18 年 9 月より建築 CPD 情報提供制度に参加しています。JABMEE CPD に参加登録することで自動的に建築 CPD 情報提供制度にも登録されます。

Q8. JABMEE CPD を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加する場合と(公財)建築技術教育普及センターから直接、建築 CPD 情報提供制度に参加する場合、違いはありますか。

A8. 建築設備士は、JABMEE CPD を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加の方がメリットがあります。建築 CPD 情報提供制度における扱いは同等ですが、JABMEE CPD には JABMEE SENIOR 認定制度があります。JABMEE CPD に参加し、協会会員になり、さらに一定の条件を満たすことで、JABMEE SENIOR の称号を受けることができ、社会から高く評価されることとなります。なお、費用面は JABMEE CPD の初年度 3,000 円(協会会員の場合)、2 年目以降 2,000 円に対して、(公財)建築技術教育普及センターは初年度 4,114 円、2 年目以降 3,086 円となります。

Q9. JABMEE SENIOR の有効期間が切れてしまった場合どうなりますか。

A9. 失効状態となりますが、認定要件(新たに 3 年間で 105 単位の CPD 実績取得と「建築設備 総合講習」受講)を満たし、申請いただければ再度認定されます。

Q10. 建築設備士にとって、JABMEE CPD と他団体が実施する CPD との違いはなんですか。

A10. 違いは、各団体が独自の制度で CPD の認定を行っていたり、登録窓口に限ったりしていることです。

JABMEE の場合は、JABMEE SENIOR 認定制度があり、多くの建築設備士が JABMEE SENIOR として認定され、活躍しております。

また、建築設備士関係団体 CPD 協議会 を運用し、建築設備士の CPD の推進に係る連絡・調整を図っております。JABMEE はこの協議会を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加しています。従って、建築設備士にとっては JABMEE CPD に参加することが最も有効です。

用語解説

『建築 CPD 情報提供制度』

建築 CPD 情報提供制度とは、建築士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築 CPD 情報提供制度参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度である。この制度は、既存の各団体のデータの活用を前提とした制度です。建築 CPD 情報提供制度の運営は、建築 CPD 運営会議が行います。

建築 CPD 運営会議は、学識経験者、国土交通省、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)建築業協会、(一社)日本建築学会、建築設備士関係団体 CPD 協議会で構成されています。

『建築設備士関係団体 CPD 協議会』

この協議会は、建築設備士関係団体 ((公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、(公財)建築技術教育普及センター) により、建築設備士の CPD の推進に係る連絡・調整を図るために設立されました。建築設備士の CPD は、自己の責任により、講習会等への参加、専門書の講読等の活動を行い、専門家としての必要な技術・知識を習得しようとするものです。当協会は、この協議会を通じて建築 CPD 情報提供制度に参加しています。

『(公財)建築技術教育普及センター』

CPD 関連業務として、建築 CPD 運営会議および建築設備士関係団体 CPD 協議会の事務局をしています。建築 CPD 情報提供制度において参加者のデータ管理および CPD 実績証明書を発行しています。

『JABMEE SENIOR 認定制度』

JABMEE CPD 実績を 3 年間で 105 単位以上取得した「建築設備士」を対象にした当協会の認定制度。

『認定プログラム』

建築 CPD 情報提供制度において、あらかじめ認定された講習会、見学会、企業内研修。認定プログラムに出席した際に会場に設置されている出席者名簿にユーザー ID と氏名(カナ)を記載することにより、認定プログラムに出席した CPD 記録は、認定プログラム主催者から(公財)建築技術教育普及センターに報告され、自動的にデータ登録されます。なお、建築 CPD 情報提供制度においては、自己申請による単位取得は認められておりません。

『CPD 情報システム』

このシステムを活用することにより、ユーザー ID とパスワードを入力すれば、いつでも自己の認定プログラム以外の CPD 記録を入力でき、また取得単位数をいつでも見ることができます。